

文京区監査委員告示第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項及び第10項の規定により、財政援助団体等監査の結果に関する報告及び意見を別紙のとおり公表する。

令和2年3月30日

文京区監査委員	竹	澤	正	美
同	松	本	理	恵子
同	白	石	英	行

# 令和元年度財政援助団体等監査結果報告書

## 第1 監査の概要

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に定める財政援助団体等に対する監査を令和元年度財政援助団体等監査実施計画に基づき下記のとおり実施した。

### 1 監査の実施期間

令和元年11月19日から令和2年2月28日まで

### 2 監査の対象及び実施日

- (1) 平成30年度に区が補助金等の財政的援助を行った団体
- (2) 平成30年度に区の出資が継続中で、出資比率が資本金、基本金等の4分の1以上の団体
- (3) 平成30年度の公の施設の指定管理者
- (4) 上記団体等を指導監督する区の所管課

上記の条件を満たす団体のうち、財政援助団体等監査実施標準（平成19年10月26日監査委員決定）及びリスクの状況を踏まえ、以下の団体を選定した。

	監査対象団体名等（施設名）	監査の対象	所管課	実地監査日
1	社会福祉法人 武蔵野会 （リアン文京）	補助金等 交付団体	福祉政策課 障害福祉課	令和2年1月20日
2	特定非営利活動法人 居場所コム （こまびよのおうち）	補助金等 交付団体	子育て支援課	令和2年1月24日
3	春日・後樂園駅前地区市街地再開発 組合	補助金等 交付団体	地域整備課	令和2年1月30日
4	軽井沢フード株式会社 （少年自然の家八ヶ岳高原学園）	指定管理者	学務課	令和元年11月28日
5	株式会社 オーエンス （勤労福祉会館）	指定管理者	経済課	令和2年1月16日
6	株式会社 日本保育サービス （千石児童館）	指定管理者	児童青少年課	令和2年2月3日
7	公益財団法人 文京アカデミー （アカデミー文京外6施設）	補助金等 交付団体 出資団体 指定管理者	アカデミー 推進課	令和2年2月7日

### 3 監査の観点

監査の対象ごとの主な着眼点は、次のとおりである。

#### (1) 補助金等交付団体

《対象団体》

- ア 補助金等の交付申請書の提出及び補助金等の請求、受領は適時に行われているか。
- イ 補助事業は目的に沿って適正かつ効率的に執行されているか。
- ウ 補助金等に係る収支の会計経理は、適正に行われているか。
- エ 補助金等の算定は適正に行われているか。
- オ 補助金等が補助金等対象事業以外に流用又は不正に使用されていないか。
- カ 帳簿の整備、記帳は適正か。領収書等の証拠書類の整備、保存は適正に行われているか。
- キ 精算報告は適正に行われているか。精算に伴う返還金の返還等は適時に行われているか。

《所管課》

- ク 補助金等の交付決定は法令等に適合しているか。
- ケ 補助金等交付要綱は整備されているか。
- コ 補助金等の交付目的及び補助金等対象事業の内容は明確にされているか。
- サ 補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正に行われているか。
- シ 補助金等の効果及び条件の履行の確認は、実績報告等により適正になされているか。
- ス 補助金等交付団体への指導監督は適切に行われているか。

#### (2) 出資団体

《対象団体》

- ア 寄附行為、経理規程等諸規程は整備されているか。
- イ 事業は、出資目的（設立目的）に沿って適正かつ効率的に執行されているか。
- ウ 会計経理及び財産管理は適切に行われているか。
- エ 帳簿の整備、記帳は適正か。領収書等の証拠書類の整備、保存は適正に行われているか。

《所管課》

- オ 出資者としての権利行使は適切に行われているか。
- カ 出資団体の経営成績及び財政状態を十分把握し、適切な指導監督を行っているか。

#### (3) 公の施設の指定管理者

《対象団体》

- ア 協定、仕様書、関係法令等に従い、信義誠実の原則に基づいて管理業務がなされているか。

- イ 施設の設置目的を阻害することなく、住民サービスの向上と効率的な運営がされているか。
  - ウ 施設の管理に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているか。
  - エ 個人情報保護等の情報管理体制に遺漏はないか。
- 《所管課》
- オ 指定管理者への指導監督は適切に行われているか。
  - カ 指定管理者の指定は適正、公正に行われているか。
  - キ 協定は適切に締結されているか。
  - ク 指定管理者の管理運営について、評価、検証は適切に行われているか。

#### 4 監査の方法

##### (1) 補助金等交付団体及び出資団体

《対象団体》

事前に団体の概要、定款、規約、規程等の提出を求め、監査当日はあらかじめ指定した監査場所において、補助金等の執行状況について団体の会計帳簿や証拠書類等との突合を行った。あわせて、関係者から説明を聴取し、質疑を行った。

《所管課》

事前に監査調書、補助金等交付根拠規程、補助金交付決定及び額の確定の関係書類、団体から提出された関係書類等の提出を求め、これらを確認するとともに、担当者から説明を聴取した。

##### (2) 公の施設の指定管理者

《対象団体》

事前に団体の概要、定款、規程等の提出を求め、監査当日において、管理業務内容及び管理業務に関する出納その他の関係書類の突合を行った。あわせて、関係者から説明を聴取し、質疑を行った。

《所管課》

事前に監査調書、公の施設の指定管理者の指定の手續に係る関係書類、基本協定書、平成30年度協定書、当該団体から区に提出された各種報告書等の提出を求め、これらを確認するとともに、担当者から説明を聴取した。

## 第2 監査の結果

監査の対象となった団体が受けている財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、当該財政的援助等の目的に沿って行われているか監査したところ、おおむね適正になされていると認められた。しかし、一部に指摘事項があったので、早急に改善のため原因と内部統制の対応も含め、各団体及び所管課において

講じた措置について報告されたい。あわせて、所管課においては、団体に対する指摘事項を踏まえ、類似の問題が再発しないよう、適切な指導監督及びチェック体制の強化、改善に努められたい。

指摘事項の中では、協定書や要綱により定められた財政援助団体等から提出される各種報告書等について、不足や不備があるにもかかわらず確認が不十分なものが複数の所管課において見られた。補助金等関係書類の確認の不足は、支出の誤りにもつながりかねず、所管課は提出された書類の確認や管理をこれまで以上に適切に行われたい。

また、補助金に関しては、公益性・公平性等を確保した適正執行と説明責任を果たすための透明性が求められている。所管課は、「文京区補助金に関するガイドライン」に基づき補助金等チェックシートを活用し、3年ごとに補助金の検証と見直しを行い、適正な運用に努められたい。

なお、複数の団体において、諸帳簿、関係書類等における記入漏れや軽微な誤記などがあったが、これらの注意、改善すべき事項については監査の際、その都度口頭等により指導した。

対象団体ごとの指摘事項は以下のとおりである。

## 1 補助金等交付団体

### (1) 社会福祉法人 武蔵野会 【福祉政策課、障害福祉課所管】

#### ○交付金名及び交付金額（平成30年度決算額）

文京総合福祉センター内障害者支援施設運営補助金	28,413,529 円
文京総合福祉センター内障害者支援施設事業補助金	42,207,000 円
文京区強度行動障害対応補助金	26,000,000 円
文京区重症心身障害児（者）通所事業運営費補助金	14,235,000 円
文京区障害者日中活動系サービス推進事業補助金	6,439,000 円

#### ○補助目的

文京総合福祉センター内の障害者支援施設「リアン文京」の安定的な運営等を図るため事業及び施設運営の経費の一部を補助する。

#### ○指摘事項

##### 《対象団体》

文京総合福祉センター内障害者支援施設運営補助金については、補助金交付要綱第8条において、事業年度終了後、速やかに実績報告書を区長に提出しなければならないと定められている。しかしながら、平成30年度に交付された補助金に係る実績報告書は令和元年7月に区長に提出されていた。補助事業者においては、補助金交付要綱に基づき、交付を受けた補助金の実績報告を適切に行われたい。

##### 《所管課（福祉政策課）》

補助金の実績報告書は、補助事業が事業計画に沿って適切に実施されたか

を審査して補助金額を確定するための重要な書類であり、事業者との円滑なコミュニケーションのもと、実績報告書提出のスケジュールについても共通認識を明確にすることが重要である。その上で、事業年度終了後、速やかに事業者に対し実績報告書の提出を求め、補助金の効果や条件の履行等適切に事業実績を確認し、補助金に関する経理を適正に行われたい。

## **(2) 特定非営利活動法人 居場所コム 【子育て支援課所管】**

○交付金名及び交付金額（平成30年度決算額）

文京区地域子育て支援拠点事業運営費等補助金 9,227,000円

○補助目的

地域の子育て支援の充実を図るため、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う地域子育て支援拠点「こまびよのおうち」において実施する地域子育て支援拠点事業に必要な経費の一部を補助する。

## **(3) 春日・後楽園駅前地区市街地再開発組合 【地域整備課所管】**

○交付金名及び交付金額（平成30年度決算額）

文京区市街地再開発事業等補助金 3,373,452,000円

○補助目的

区民の福祉向上に寄与するため、市街地環境の改善を図る建築物及びその敷地等を一体的に整備する者に対し、事業に要する費用の一部を補助する。

## **2 公の施設の指定管理者**

### **(1) 軽井沢フード株式会社 【学務課所管】**

○公の施設名及び指定管理料（平成30年度決算額）

文京区立少年自然の家八ヶ岳高原学園 64,028,880円

○指摘事項

《所管課》

指定管理者制度運用ガイドラインでは、指定管理者に指定管理業務以外の業務を委託する場合は指定管理者である事業者と別途委託契約を締結する必要があるとされている。しかしながら、指定管理業務以外の使用料の収受に係る業務において、委託契約を締結することなく収納事務受託者証を発行し、事業者が使用料の収受に係る業務を実施していた。事業者と別途適正に委託契約を締結されたい。

### **(2) 株式会社 オーエンス 【経済課所管】**

○公の施設名及び指定管理料（平成30年度決算額）

文京区勤労福祉会館 28,371,150円

### **(3) 株式会社 日本保育サービス 【児童青少年課所管】**

○公の施設名及び指定管理料（平成30年度決算額）

文京区立千石児童館 37,884,080 円

○指摘事項

《対象団体》

緊急事態を想定した訓練及び安全に関する研修会について、事業計画書に記載されている年間計画の区への報告がなされていなかった。指定管理者においては、年度協定書に基づき、指定管理業務における報告等を適切に行われたい。

《所管課》

指定管理者による業務の実施に当たっては、協定書等により指定管理者から提出が必要とされている書類の確認を行い、未提出の書類等がある場合には、速やかに提出を求められたい。

### **3 補助金等交付団体、出資団体、公の施設の指定管理者**

#### **公益財団法人 文京アカデミー 【アカデミー推進課所管】**

○交付金名及び交付金額（平成30年度決算額）

公益財団法人文京アカデミー補助金 79,468,765 円

○補助目的

区が出資して設立した公益財団法人文京アカデミーの文化振興事業、生涯学習推進事業等の事業及び運営に要する経費の一部を補助する。

○出資金額

200,000,000 円

○公の施設名及び指定管理料（平成30年度決算額）

アカデミー文京、アカデミー湯島、アカデミー音羽、アカデミー千石、  
アカデミー茗台、文京シビックセンタースカイホール、響きの森文京公会堂  
163,432,000 円

○指摘事項

《所管課》

広報紙「文京アカデミースクエア」発行については、業務要求水準書で区の指定管理事業としているにもかかわらず指定管理料には含まれず、法人の事業として区から補助金を交付している。重複して経費を支出してはいないが、前年度の監査でも経費負担及び実施責任を明確化するため、改善の意見をしたものである。当該事業の位置付けに応じた適切な会計経理を行うよう早急に改善されたい。